

議会運営委員会

令和 2 年 6 月 2 日（火）

午前 9 時 5 9 分開 会

○村田委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

最初に、市長から御挨拶を頂きます。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和 2 年第 2 回の定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本定例会に上程いたします議案等につきましては、議案 7 件、報告が 2 件であります。

議案の内訳といたしましては、議案第 4 2 号、尾鷲市市税条例の一部改正についてから議案第 4 6 号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正についてまでの条例関係が 5 件と、議案第 4 7 号、令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決についてと議案第 4 8 号、令和 2 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決についての予算関係が 2 件であります。

報告といたしましては、報告第 2 号、令和元年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書についてと、報告第 3 号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和 2 年度事業計画及び予算についての計 2 件であります。

これら提出議案等の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○竹平総務課長 それでは、令和 2 年第 2 回尾鷲市議会定例会への提出議案等について、御説明をさせていただきます。

通知をさせていただきます。

議案書の表紙の次のページを御覧願います。

このページは提出議案の目次となっております。本定例会の提出案件は、議案第 4 2 号、尾鷲市市税条例の一部改正についてから議案第 4 8 号、令和 2 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決についてまでの議案 7 件、報告が 2 件でございます。

それでは、各議案等について御説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

1 ページの議案第 4 2 号、尾鷲市市税条例の一部改正についてにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小事業者等において、令和 2 年 2 月から 1 0 月までの任意の 3 か月間の売上高が前年の同期間に比べて 3 0 % 以上減少している者に対し、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を、令和 3 年度分に限り軽減措置をすること及び軽自動車税環境性能割合の税率を 1 % 軽減する特例措置の適用期限を延長すること、また、政府の自粛要請を受けてイベント等を中止した場合に、観客等が入場料等の払戻し請求権を放棄した場合には、寄附金控除の適用が受けられること及び住宅建設の遅延等により、令和 2 年 1 2 月 3 1 日までに居住の用に供することができなかつた場合においても、住宅ローン控除が特例措置の対象となるよう条例の一部を改正するものが主な内容でございます。

次に、3 ページをお願いいたします。

議案第 4 3 号、尾鷲市都市計画税条例の一部改正についてにつきましても、先ほど説明した固定資産税の軽減措置と同様に、事業用家屋に係る都市計画税を軽減措置するため、必要な事項を定めるものでございます。

次に、5 ページ、議案第 4 4 号、尾鷲市手数料徴収条例の一部改正についてにつきましては、除票等の記載事項、交付制度等を明確化する法改正が施行されたことに伴い、住民基本台帳法関係の号中において、除票の写し等を追加し整理をするものでございます。また、社会保障・税番号制制度における通知カードが廃止されたことから、通知カードの再交付の事項を削除し、整理するものでございます。

次の議案第 4 5 号、尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてにつきましては、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合及び感染の疑いのある場合において休みやすい環境を整備するために、労務に服することができなかつた被用者を対象に、後期高齢者医療に係る傷病手当金の支給が三重県後期高齢者医療広域連合で行われることから、傷病手当金の支給に係る申請者の受付事務を行うため必要な事項を定めるものであります。

次に、9 ページ、議案第 4 6 号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正についてにつきましては、後期高齢者医療と同様に新型コロナウイルス感染症に感染した場合及び感染の疑いのある場合において、労務に服することができなかつた日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について被用者を対象に傷病手当金を支給するため、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

議案第47号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてと13ページ、議案第48号、令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決については、予算概要をお手元に配付の一般会計補正予算（第3号）主要事項説明に取りまとめておりますので、その説明をもって御説明をさせていただきます。

通知をいたします。

主要事項説明の1ページをお願いいたします。

今回の補正提出の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で5,271万4,000円、国民健康保険事業会計で211万8,000円を歳入歳出それぞれ追加し、予算総額を202億9,052万3,000円とするものであります。

それでは、歳入から御説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

2款地方譲与税1,505万3,000円の増額は、森林環境譲与税が、当初の計画より前倒しで増額交付されることが決定したことによるものでございます。

次に、14款国庫支出金359万4,000円の増額は、生活困窮者自立支援事業等国庫負担金178万3,000円及び感染拡大防止対策に対する保育対策総合支援事業費補助金等316万2,000円の追加と、事業の不採択による地方創生推進交付金346万9,000円の減額が主なものでございます。

次に、15款県支出金40万6,000円の増額は、豚コレラ対策費用として新設されたイノシン捕獲強化学業費補助金の追加でございます。

18款繰入金3,136万1,000円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるもので、20款諸収入230万円の増額は、一般コミュニティーセンター助成事業が早田地区の団体に認められたことに対する一般コミュニティー助成事業助成金の追加でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

3ページを御覧願います。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりでございます。このうち主なものについて、次の4ページで御説明をさせていただきます。

まず、議会費210万4,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、子育て世帯への支援を目的に、任期満了となる令和3年6月10日までの議員報酬の一部を減額していただくことによるものでございます。

次に、総務費、財産管理費、基金積立金1,267万8,000円は、森林環境整備等に係る財源を確保するため、森林環境譲与税基金に積み立てるものでございます。

コミュニティーセンター活動経費230万円は、早田浦共同組合に対する一般コミュニティ助成事業補助金として追加するものでございます。

次に、民生費ですが、社会福祉総務費775万5,000円は、令和元年10月からの消費税増税に伴う低所得者に対する軽減措置の拡充に要する費用として、紀北広域連合負担金を増額するものでございます。

生活困窮者自立支援事業費238万円は、生活困窮者相談窓口の相談件数等の増加による放課後児童クラブ運営委託料と、同じく対象件数の増加に伴う住居確保給付金の増額によるものでございます。

児童福祉総務費、放課後児童健全育成事業370万4,000円は、小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ運営委託料225万8,000円の増額と、新規で追加する放課後児童クラブ通所自粛にかかる利用料補助金が主なものでございます。

次に、児童措置費では、保育所への感染拡大防止対策としての補助金316万3,000円と、子育て世帯への臨時特別給付金1,600万円の追加が主なものでございます。

母子福祉費では、一人親家庭への臨時特別給付金245万円の追加が主なものでございます。

次に、農林水産業費、林業振興費、森林経営管理事業237万5,000円は、事業量の増加に伴う森林経営管理事業業務委託料の増額でございます。

次に、商工費では、商工振興費、産業開発促進事業147万5,000円の減額は、地方創生推進交付金が不採択になったことに伴う事業の精査による食の産業開発促進事業補助金100万円の減額が主なものでございます。

観光費、観光振興事業230万円の減額は、中止決定を行ったおわせ港まつり補助金200万円の皆減が主なものでございます。

土木費、河川総務費167万円は、岡ノ川護岸復旧工事に係る建物等調査業務委託料を追加するものでございます。

教育費、事務局費29万3,000円は、小学校の臨時休業に伴う学校給食費等補助金を新規に追加するものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

債務負担行為補正ですが、漁業経営維持安定資金利子補給金及び漁業経営維持安

定資金保証料補助金の2件の追加で、いずれも期間を令和3年度から令和20年度までとし、限度額を表のとおり定めるものでございます。

一般会計については以上でございます。

続きまして、7ページ、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

補正額は、歳入歳出それぞれ211万8,000円を追加し、歳入歳出総額を23億2,648万6,000円とするものでございます。

歳入は、県支出金で211万8,000円の増額、歳出は、保険給付費で新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金211万8,000円の追加でございます。

補正予算関連議案の説明は以上でございます。

通知をさせていただきます。議案書14ページをお願いいたします。

報告第2号でございます。

報告第2号、令和元年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書についてにつきましては、次のページの繰越計算書にありますように、梶賀第一トンネル長寿命化修繕事業をはじめ4事業について、地方自治法施行例第146条第1項の規定により、事業費を翌年度に繰り越した内容について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、16ページ、報告第3号をお願いします。

公益財団法人尾鷲文化振興会の令和2年度事業計画及び予算についてにつきましては、文化振興会の評議員会の承認を得ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり報告させていただくものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○下村副市長 先ほど総務課長から報告のありました報告第3号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和2年度事業計画及び予算についてなんですが、この件につきましては、3月に評議員会、理事会が開催されており、その後、新型コロナウイルスの感染症の関連で自粛要請ということで、事業計画が大幅に変更になると思われま

す。今月、決算を控えて評議員会、理事会が開催されると思うんですが、今後につきましても収容人員の収容率の規制等がございますので、その辺も踏まえて、大幅な予算関係につきましても多少変わってくるものと思われま

す。以上、報告させていただきます。

○村田委員長 今回の定例会に提出予定であります7議案と報告2件につきまして、ただいま執行部のほうから説明がございました。

この説明につきまして、御質疑や御意見ありましたら、御発言願いたいと思えます。

○三鬼（和）委員 1点お伺いしたいんですけど、1日に広報おわせが配布されましたけど、その中には、水道の基本料金3か月分を免除する等々も載っておるんですけど、今回、水道部の補正がないんですけど、それはどういう判断ですか。

○下村副市長 水道部においては歳入でございますので、額が確定する9月もしくは12月で補正をさせていただきたいと思っております。

○三鬼（和）委員 もう一点、新型コロナウイルス感染症のことで非常に大変で、県においてもスピード感を持ってということでもいろいろ取り組まれておるんですけど、今回、先ほどの説明の中で、福祉のほうの手当が載っておるんですけど、これ、財源を見ると市費になっておるんですけど、これは国からの臨時交付金等々に関係なしで、市単でこういった手当を行うという判断の受け取り方でいいんですか。どうなんですか。将来的に財源構成なんかをまた考えてやるんですか。

○下村副市長 さきの行政常任委員会でもお答えさせていただきましたが、臨時交付金の財源に使うかどうかにつきましては、今後、尾鷲市独自の新たな支援策ということも踏まえて、今定例会終了後にまた臨時会の開催をお願いすることもあるということと、また、国の2次補正が出てきた場合、こういったものに利用できるかということを経査して、させていただきたいと思っております。

○村田委員長 よろしいですか。

○南委員 先ほどの三鬼和昭さんの水道料金の減免のことで関連して、参考までにちょっと教えていただきたいんですけども、当然、料金を増額する場合は条例改正をして、新たなしっかりと改定した上でやらなくちゃならないというのは当然なんだけれども、こういった基本料金の減額の場合は、条例等やとか規則やとか、そういった面は触らなくてもよろしいんですか。それだけ参考までに。

○下村副市長 この減免につきましては、条例で災害等ということがありますので、それを利用させていただくということになります。

○南委員 災害等という中で、範囲の中で運用するということなんですか。

○下村副市長 はい。そのようにさせていただきたいと思えます。

○村田委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 ないようでありますので、7議案と報告2件につきましては、今

定例会に上程をいたすことにいたします。

続きまして、今定例会においては、5月7日開催の議会運営委員会、全員協議会において、一般質問の通告締切日から一般質問の初日までの期間の運用変更についての方向性は、皆さんに御確認を頂いておるところでありますけれども、その後、会期及び議事日程（案）、一般質問、議案質疑等の通告書の提出期限などについて説明をさせていただくこととなります。

本来は、全員協議会において議員の皆さん方に最終的な申合せ事項の確認をしていただく必要がありますけれども、先般からの協議の中で、この申合せ事項の改正内容につきましては、皆様にはほぼ御理解を頂いていることと理解をし、議長の御了承の下、一般質問の通告書提出期限、また、それに伴いまして議案に対する質疑の申合せ事項の改正につきましても、併せてこの場で御確認を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それでは、事務局から説明をしていただきます。

○高芝議会事務局長　それでは、申合せ事項の改正案について、説明させていただきます。

この改正案につきましては、先般、開催していただきました議会運営委員会、全員協議会におきまして御協議された内容を踏まえ、一般質問及び議案に対する質疑の通告締切日を従前よりも1日短縮し、一般質問の初日までの期間に1日余裕を持たせるために作成させていただいたものでございます。

申合せ事項、一般質問についての6項目め及び議案に対する質疑についての4項目め、赤字部分を御覧ください。

それぞれ通告書の受付は、議会運営委員会閉会後から本会議開会翌々日の午前11時までとなっていたものを、本会議開会翌日の午前11時までとしていただく改正でございます。

なお、従前から、第2回定例会につきましては、開会初日に役員改選をしていただく関係もあり、他の定例会より1日遅い締切日としておりますので、今後も、第2回定例会につきましては、本会議開会翌々日の午前11時を通告書提出期限として運用させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○村田委員長　皆さんに御確認を頂くことは、今説明をしたとおりでございますが、これについて御発言ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　ないようでありますので、ただいまの局長の説明のとおり進めさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

議長から発言がありますので……。

○高芝議会事務局長　　発議を先……。

○村田委員長　　発議、先行きますか。

それでは、発議を先に行きますので、発議について、事務局より説明をいたします。

○高芝議会事務局長　　それでは、事項書2番目の発議について、説明させていただきます。

発議第5号、尾鷲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（案）でございますが、この条例につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、深刻な影響を受けている市民の皆様と市内事業者の状況などを踏まえ、本市議会における議員報酬を、本案を可決していただいた日から任期満了日まで5%減額することに伴う一部改正でございます。

なお、この発議の取扱いでございますが、本定例会初日6月8日に上程し、議決頂くという取扱いでよろしいか、御協議をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

○村田委員長　　議長から発言はありますか、ないですね、この件についてはないですね。

○三鬼（和）委員　　ただいまの説明で結構だと思います。

ただ、前のときにも議長は、このコロナ対策として減額したものを活用していただくように執行部に申し入れるということがあったんですけど、もう少しやっぱり具体的に子育てであるとか教育であるとか、そういったやっぱり我々も減額した中で、どういうふうに使われてきたというのがよく分かるというようなのに、ちょっと正副議長なり正副委員長なりで、議運の委員長等々も含めて、その辺詰めていただけないかなと思うところがあるんですけど。

例えば教育やったら教育に使うとか、子育てにするとかってもっと具体的なところで生かすほうが、市民の方にも分かっていただけではないかなとふと思いましたので、お願いしたいなと思っている……。

○村田委員長　　この件について議長、どう判断されますか。

○濱中議長　　先ほど説明を頂いたように、子育て世代に対する市独自の支援策という形で発案をさせていただいております。市単独でやる支援策というのは、執行

部のほうから出されているものはある程度限定されているのかなと思っておりまして、そういったあたりで御理解頂けるのではないかというつもりで、この形を取らせてもらっておりますけれども、それ以上のピンポイントのものが必要であるならば、御意見を頂いてもいいのかなとは思いますが、どうでしょうか。

○三鬼（和）委員　　そういった手当にこれが入っておるという形でも結構ですし、あるいは、教育のところではこういったものが不足している、今回、コロナ禍の中で、こういった教育に窮屈があったということで、これを改善するために我々が減額したものが生かされたってなったら、それはもっと目に見えて有益な形、議会として有益になるのではないかなと思うので、私個人的には今、どれとはあれなんですけど、その辺を重々した上で、できたら具体的などころにこれが投入された、この資金が投入されたというような形をつくっていただければ、議長等の御尽力でそういった形にさせていただければいいかなと希望です。

○濱中議長　　例えば、これ、議会が減額させていただいたことによって、新たな施策を執行部が考えていただける場面があるのであれば、もっと分かりやすいこともあるかと思うんですけれども、なかなか新しいものをという余裕が、執行部のほうでどうなのかなというあたりもあります。

なので、現在、執行部のほうから出されている施策に対しての足しにさせていただくという部分であれば、子育て世代という形で幅広く、それで、執行部のほうで、この部分で手当ををさせていただきましたという形もあろうかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○村田委員長　　今議長おっしゃったように、いわゆる今、議長の説明のとおりいきたいと思うんですが、個々にということであれば、予算執行した後に、執行部から報道等に報告を頂いて、そして皆さんに知っていただくと、こういう形でもよろしいんじゃないかと思っておりますので、その辺のところは、開会までに議長共々協議をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○高村委員　　関連しまして、私も、やはり尾鷲のため、尾鷲に残るものを考えていただいて、やっぱりコロナで頑張って、尾鷲の復興のためにこれは役立つんじゃないか、PRしているんじゃないかというものを、皆さんから応募をして、それにお金を投入していただいたほうがいいと思います。

以上です。

○村田委員長　　御意見ありがとうございます。

ただ、開会まで少し時間が限られておりますので、その辺のところも議長共々話

をして、できるだけ御意見、御意向に沿うような形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に……。よろしいですか。

○高芝議会事務局長 すみません、発議第5号に関する提出者及び賛成者について御協議頂きたいと思います。

○濱中議長 この発議の取扱いにつきましては、議長または議会運営委員長より発言提出者を、議会運営委員会村田委員長に……。あっ、ごめんなさい、ちょっと待って。ごめんなさい。発議の提案者を議会運営委員会の委員長に、賛成者をその他議長以外の全議員にお願いする形で進めたいと思います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○濱中議長 よろしいですか。

○村田委員長 はい。よろしくお願いいたします。

次に、会期及び議事日程案についての説明でございますけれども、議長より発言がありますので、許可します。

○濱中議長 実は、一般質問であるとか質疑についてなんですけれども、全国的にもまた県内でも、6月定例会の一般質問、質疑などを自粛しようという、そういった報道が流れております。

これは、現在、特別給付金などの事務事業で職員が手を取られている中、やっぱり市民の方の対応に支障を来すおそれがあるというような理由でのことが多いようです。

尾鷲市議会もどうするのかということ考えたときに、一応市民サービス課のほうでこの特別給付金の事務作業は中心となってやっておるんですけれども、今日時点で確認をしたところ、六、七割以上のものが処理が進んでおると、思ったよりスムーズにいつているように聞いております。

ただ、やはり市民の方々の問合せであるとか、その他の対応についてかなり時間も取られているということもありますので、そういったあたり、これを自粛するものなのかどうなのか、皆さんの御意見をお伺いできればと思います。

○村田委員長 ただいま議長から発言がございましたように、一般質問を予定どおり行っていくのか否かということで御発言がございましたけれども。

執行部、その前に、執行部の現在の状況を説明頂きたいと思いますが。

○下村副市長 給付金につきましては、各課から応援を出して順調に業務を進めておるような状況でございます。主になっておるのが市民サービス課となっております。

ますので、課長補佐を中心に給付作業に関わっておると。その他の課については、通常業務のふうに就いておるといような状況であります。

○村田委員長　今の執行部の説明ですと、これは順調に進んでおりますから、別段、一般質問を行っても支障はないということなんですね。

今の副市長の説明を踏まえた上で、この点につきまして御意見がございましたら、御発言願いたいと思いますが。

○南委員　今の、執行部が順調よくいっているということでは特段という話なので理解するんですけども、やはり一般質問については、議員個々の年に4回の花形のことですので、できたらそこら辺も踏まえた上で、議員個々が判断したらいいんじゃないかなというように思いが、あえて一般質問を中止にしようかというわけじゃなしに、議員個々の判断にお任せするという事で決めていただいたら。通常どおりお願いします。

○村田委員長　通常どおり進めていくという御意見がございましたが、そのほかに御意見ございませんか。

○三鬼（和）委員　一般質問はそういった考え方で結構だと思いますけど、先ほど議長の発言の中に質疑とおっしゃったけど、質疑は我々は仕事ですので、これは本会議で質疑するか、委員会で質疑するかは別にしてでも、それぞれ理解しながら、質疑をちょっと否定しちゃうと、我々議会開催しても意義がなくなっていくので、その辺は訂正してほしいと思います。

○村田委員長　もちろん一般質問も質疑のほうも議員が本領とする、いわゆる職務でございますので、その辺のところを制限するわけではなくって、いわゆるこういう時期でありますので、自分で御判断を頂いて、縮めるところは縮めていただけるというような、そういう皆さんに御意識を持っていただきたいということでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

そのほかに御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　ないようでございますので、通常どおり一般質問を行うということで決定をいたしたいと思います。

次に、会期及び議事日程、これを踏まえて、説明よろしく申し上げます。

○高芝議会事務局長　それでは、次に、事項書3番目の会期及び議事日程（案）について、説明させていただきます。

会期は、6月8日月曜日から6月24日水曜日までの17日間でございます。

会議は、いずれも午前10時開会とさせていただきます。

6月8日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、発議上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは、先ほど説明させていただきました発議第5号、尾鷲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

次に、発議上程、採決、これは議会運営委員会委員の選任及び行政常任委員会補欠委員の選任についてでございます。

なお、この行政常任委員会補欠委員の選任につきましては、常任委員会は議長を除く全議員が所属することとなっておりますので、議長改選により議長の交代があった場合に、日程追加で、現議長を委員に選任していただく発議のほうを上程いただく予定としております。

また、正副議長の選挙を含めた議会構成につきましても日程に追加して行っただく予定であり、選挙等の進行予定につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

翌9日火曜日、本会議、審議の内容は、議案上程、提案説明、審議留保。これは、先ほど執行部より説明のありました議案第42号、尾鷲市市税条例の一部改正についてから議案第48号、令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてまでの議案7件についてでございます。

次に、報告、質疑、これは、報告第2号、令和元年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第3号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和2年度事業計画及び予算についての報告2件についてでございます。

次に、10日水曜日から12日金曜日までは議案調査のため休会、13日、14日は土日のため休会となります。

15日月曜日に本会議を再開していただきまして、9日に上程、提案され、審議留保となっております議案に対する質疑の後、委員会付託を行い、一般質問に入っております。

18日木曜日から、土日を挟みまして、22日月曜日まで行政常任委員会を開催していただき、議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

23日火曜日は予備日とし、翌24日水曜日に本会議を再開し、常任委員会に付託されました議案の審査結果等についての委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、採決を行っていただき、閉会となる予定でございます。

なお、議事日程には記載しておりませんが、今回は、新型コロナウイルス感染症

拡大防止のため、書面で開催されました東海市議会議長会定期総会並びに全国市議会議長会定期総会におきまして、永年勤続の表彰が行われ、議員勤続では、三鬼和昭議員が勤続25年以上の特別表彰、奥田尚佳議員が勤続10年以上の一般表彰を受けられました。

つきましては、その表彰の伝達を本定例会最終日となります6月24日水曜日の冒頭に行う予定とさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

委員長、続けて、一般質問通告書等の説明をさせていただきます。

○村田委員長　　どうぞ。

○高芝議会事務局長　　まず、事項書4番目をお願いします。

一般質問発言通告書提出期限につきましては、6月10日水曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、事項書5番目の議案質疑発言通告書提出期限につきましては、報告第2号及び報告第3号については6月5日金曜日の午前11時、議案第42号から議案第48号については、6月10日水曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、事項書6番目の討論発言通告書提出期限につきましては、6月23日火曜日の午前11時とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、ただいま議案付託表案のほうを通知させていただきましたので、御確認ください。

説明は以上でございます。

○村田委員長　　説明は以上のとおりでございますけれども、ただいまの説明について御意見ある方は御発言願いたいと思いますが、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　ないようでありますので、ただいまの説明のとおり進めていきたいと思っております。

次に、引き続き7番の説明を事務局、よろしく願いいたします。

○高芝議会事務局長　　それでは、事項書7番、議会構成に係る発議について、説明させていただきます。

発議第6号、議会運営委員の選任について（案）と発議第7号、行政常任委員会補欠委員の選任について（案）の発議2件でございます。このうち、議会運営委員の任期は尾鷲市市議会委員会条例で1年と定められておりますことから、今定例会の冒頭に新たに選任するものでございます。

また、発議第7号につきましては、常任委員の任期は議員の任期となっております、

常任委員会は議長を除く全議員が所属することとなっておりますので、議長改選により議長の交代があった場合に、日程追加で現議長を委員に選任していただき、新議長につきましても、後刻議場におきまして常任委員を辞するという取扱いとなりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村田委員長　引き続き、8番もよろしくお願いいたします。

○高芝議会事務局長　それでは、続けて、事項書8番目の議会構成に伴います議事及び選挙進行予定について、説明させていただきます。

今定例会初日、6月8日でございますが、まず、5番目の発議第5号を議決頂いた後、6番目の議長選挙、7番目の副議長選挙を行っていただきます。ここで暫時休憩していただき、全員協議会を開催し、8番目の議選監査委員の選出、9番目の常任委員会委員の選出を行っていただきます。

その後、本会議を再開していただきまして、全員協議会で選出頂きました議選監査委員の選任についてを追加議案として執行部より提案していただき、選任同意の採決を取っていただきます。次に、11番目の行政常任委員会補欠委員の選任につきましても、議長改選により議長の交代があった場合に、現議長を委員に選任していただきます。なお、委員会条例の規定に基づき、ここで新議長につきましても常任委員を辞するということとなります。

その後、暫時休憩していただき、常任委員会を開いて、12番、正副委員長を互選していただきます。

続けて、次に、2回目の全員協議会を開催していただき、13番目の常任委員会の正副委員長の互選結果の発表、14番目の議会運営委員7名を選出していただきます。

次に、本会議を再開していただき、議長のほうから常任委員会の正副委員長の互選結果の報告、そして16番目の議会運営委員7名の選任を行っていただきます。

その後、本会議を暫時休憩し、議会運営委員会を開催していただき、正副委員長の互選、続けて、全員協議会におきまして18番目の議会運営委員会の正副委員長の互選結果の発表、次に、19番目の紀北広域連合議会の議員6名のうち、申合せによる議長及び行政常任委員長を除いた残り4名の組合議会議員の選出、また、20番目の三重紀北消防組合議会の議員4名のうち、申合せによる議長、行政常任委員長を除いた残り2名の組合議会議員の選出を行っていただきます。

その後、本会議を再開していただきまして、21番目の議会運営委員会の正副委

員長を議長のほうから報告していただき、次に、22番、23番の各組合議会の議員を議長の指名推選の方法でそれぞれ選挙していただきます。

説明は以上でございます。

○村田委員長 7項目めの議会構成について及び8項目めの議事及び選挙進行予定(案)についての説明がございました。

これについて御異議ございますか。御意見ございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、説明のとおり進めていきたいと思えます。

次に、定例会初日の執行部の出席者についてでありますけれども、市長、副市長、教育長、政策調整課長、総務課長といたしたいと思えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでございますので、定例会の初日の執行部の出席者は、ただいま申し上げたとおりとさせていただきます。

次に、議員懇談会について、議長から発言がございます。

○濱中議長 この後の全員協議会でも御報告させていただきますけれども、正副議長選挙立候補者の所信表明につきましては、6月4日木曜日の午前10時より議員懇談会を開催し、その中で行っていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○村田委員長 以上で議会運営委員会の事項書の審議、全部終わりましたので、これで議会運営委員会を閉じます。御苦労さんでした。

(午前10時42分 閉会)